

被相続人居住用家屋等確認書の発行手続き 郵送申請の流れ

※書類の郵送代は全額申請者負担となりますので、ご了承ください。

①申請者の方は、「被相続人居住用家屋等家屋等確認申請書」(以下、申請書といいます)の申請前に、下記ご連絡先までお電話いただきますようお願いします。

あらかじめ、電話にて申請書と添付書類の内容確認や、交付までの流れを説明させていただきます。(ご連絡先 TEL:077-551-0347 栗東市役所 住宅課住宅係)



②事前にお電話いただいた後、以下の書類等を当係まで郵送してください。

・ 申請書 ・ 添付書類 ・ 返送先を記載した返信用封筒 2 枚 (110円切手貼付)

※簡易書留等での返送を希望される場合は、差額分を貼り付けて送付ください。

(送付先：〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13-33 栗東市役所 住宅課住宅係宛)



③担当者が申請書と添付書類の内容を確認し、審査及び交付手続きを進めます。

不備等がありましたら再提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。



④申請書類一式の確認後、申請者の方に納付書を郵送させていただきます。



⑤納付書が届きましたら、納付書の裏面に記載された指定の金融機関にて手数料を納付いただき、領収書の原本を②の送付先まで郵送してください。

手数料は確認書一通につき350円です。

※領収書の原本を郵送いただく際は、簡易書留郵便などのサービスを利用されることをおすすめします。



⑥領収書の原本を確認後、担当者から郵送にて確認書の交付とともに、領収書の原本返却いたします。



⑦確認書が届きましたら、①のご連絡先までお電話いただき、確認書を受領された旨をお伝えください。

ご連絡を以て、手続きは完了となります。